日本共産党の石井通春です。

今日は、志広組の今後の財政運営を市民に明らかなにすべきではないかという標題にて質問をします。

　志広組は、消防、し尿、ごみ処理、斎場など、さまざまな事業をおこなっています。これらは、裏方ととらえられがちな事業かもしれませんが、私は市民生活に絶対に欠かすことができない自治体の必要事業だと感じています。

自治体の事業はいろいろあります。住民福祉の機関としての福祉事業（子育て、介護、生活保護など）道路、河川整備などの都市建設事業、水道や病院などのインフラ、市の特徴をＰＲする文化事業など、それぞれが市民生活に密接しているものです。

しかし、志広組の事業には財政的な面で他の事業と違ったひとつの特徴があります。消防をはじめ、ごみ処理などは、施設の改修、更新など、その多くで他の事業より巨額の費用がかかるという点です。それだけに単年度の予算決算だけでなく、長期渡り、これらの事業に対し財政的にどう対応しているかを見極める事は大事であると考えます。

私は組合議員であると同時に、基礎自治体の藤枝市議員でもあります。

　原則、両市からの負担（これらの原資は藤枝・焼津両市民の税金から構成されていますが）この負担金・分担金で運営を行っている組合は、これからかかるであろう巨額の費用をどうねん出し、負担をどう求めるか、今後の財政状況を両市民に知らせるのは当然と考えます。

１：Ｈ２５年度より組合の所管となった消防部門、その消防車両には最新の設備が求められると同時に寿命もあります。その対策として長期にわたる「消防車両更新計画」が策定されております。

一方で、他の志広組所管の管財（ごみ処理や斎場など）で、これらも施設の更新や新設に多額の経費がかかるものと思われますが、それらについて、財政的な試算を含めた更新計画はあるのかないのか。まずその計画の存在について、問います。

２：国会であれ、地方議会であれ、それぞれの予算決算に対し議会の議決が必要なのは、憲法８３条における財政民主主義の考え方によっています。行政が運営されていくには資金が必要な事はいうまでもありませんが、その膨大な資金をどのように集め、どのように管理し、どのように運営していくかは其の行政の判断如何によります。

しかし、徴収される市民から見ればそれがどう予算として組まれちゃんと支出されたかは重要な関心ごとです。そこで憲法では、この行政が使う費用の予算から決算までの一連の流れに対する「財政」に対し、民主的コントロールが及ぶように規定しています。

市民の代表である議会に議決権を持たせることを規定させたのが憲法８３条における財政民主主義の考えであり、さらに歳入に対しては８４条で租税法律主義、歳出に対しては８５条で国費支出議決主義を置き、さらに民主的コントロールが及ぶようにしています。

強制的に負担を強いられる市民から見て、役人が恣意的に使わないように議決で法律制定にゆだねるようにする、古代から中世の時代は封建領主や絶対君主が住民に強権的な徴税をかけて「やりたい放題」やっていた時代から、民主的革命を経て近代となり日本でも憲法が出来、国民主権における民主主義の観点に立脚した、当然の考え方です。

よって、志広組も、市民の代表である組合議会に対し、大規模な管財の更新や新設などの財政運営方針、消防だけでなくクリーンセンター建設が喫緊の課題となっているわけであるから、そろそろあらかじめ明らかにすべき時に来ているのではないか。すべきではないか。

（答）

　毎年度、現在取り組んでいる事業、今後想定されている事業等についての事業内容、事業費、懸案事項等を盛り込んだ、向こう１０か年の志太広域事務組合主要事業計画を作成している。

この計画の中で、各事業の実施について、年度別に示すとともに、予算の平準化の検討や二市の分担金の推移を検証するとともに、毎年、各事業について、特定財源の動向や起債の有利性などを踏まえた事業の優先順位や平準化、事業内容の見直しなどをしながら次年度の予算編成をするほか、経常経費等を加えた組合の財政収支見通しを立てている

（問）

　当然、多大な財政負担が長期にわたり見込まれる事業を抱える組合として、単年度だけの予算編成はしていないはず。

　消防だけでなく、今後想定される事業等の事業内容、費用、懸念事項を盛り込んだ10か年の志広組としての主要事業計画が作成されていると、そのなかには財政収支見通しも含まれたものであると。

　それがあるのであれば、市民、もしくは議会に公開すべきではないか。

（答）

　公表はしていきたい。

　組合の10年間の計画について、施設の特殊機器の交換、ダイオキシン対策などの事業には、ある程度の期間をおいて実施が必要に加え、事業費もある程度大きなものになる。これについて、10年間の長期計画で事業費の平準化や実施時期について検討する。

　このことから、本計画は、来年度、再来年度何をやるか、予算はどの程度を見込むかを主な目的として作成している。

　したがって、10年先の金額も大つかみに加え、今の計画はあくまでも内部資料としての作り方しかしていないことから、方法等検討していきたい。

（問）

公表はしていきたいと。

　計画に変更はあり得るけれど、その文書は公文書であるから公開が原則だ。意思形成中の情報ではないし、明らかにすべきところは明らかにすべきである。

　これまでほとんど公開されていなかったこと自体問題であるけれど、現在の答弁で公開していきたいということだったので、そのように進めていただきたい。

　次の財政民主主義についてです。

　さきほどの計画の中で、私が聞きました財政状況についても含め、それを総合的な計画として公開をしていくと。

　もう少し具体的に聞きますが、直近に迫っているのはクリーンセンターの整備のためにどれだけの起債をするか、その見通しがどうなっているかにあると思います。

　これは市民の声として具体的にある。例えば、私の公約に介護保険料の値下げというものがあるが、1世帯当たり1万円の値下げをするのに必要な財源は2億円と。しかしそれを実現するには財源を示さなければならない。特別会計の基金が枯渇している状況で具体的に示せるのは一般会計の基金（財政調整基金）藤枝市80億だ。

ところが、この財政調整基金はこれまでの説明だと特定目的基金ではないから使途はしめせないと、それがこれまでの市議会の議論で9月議会では来年度当初予算編成時に示すとなってきたけれども、市民から見ればこれだけの“貯金”があるのならこれだけ生活が苦しい時に2億くらい使ってもいいじゃないかという感情を持つのは当たり前である。

　一方で、行政としてはクリーンセンターの建設が迫っているので、そのために必要な財源だというのもわかる。でも、そうした大規模事業や災害に備えてというだけの説明で市民から見れば納得できるものではない。

　このクリーンセンターの整備事業に対し、財政をどう構築していくのか。明らかにすべきではないか。どの段階でその説明をするのか。

（答）

　クリーンセンターは、今後、地元の方からの建設合意ののち、本格的な事業展開へと進んでいく。平成32年度の稼働目標であることから、時期はまだ未定だが、28年度中には、造成工事から本体の建設工事までの全体工事の概要を明らかにする予定であるから、現時点では、それを目標にお示ししていきたい。

（問）

もちろんクリーンセンターはまだ予定地であり候補地でないから、住民合意が１００％されていないなかでの公表を控える必要もあるが、そのかなでも全体工事の概要を明らかにする28年度の予定時期を目途として財政構築も明らかにしていきたいと。そうした計画は私はやむを得ない状況下であれば変更はあったもいいし、住民合意がない中で何でもかんでも出せと言っているわけではありませんので、財政民主主義の立場から明らかにすべきだと言っているわけですから安心して発表してください。

クリーンセンターだけでいいましたが、冒頭から言っているように、組合事業は大規模な施設修繕が必要な事業（起債が必要な事業）が多くあります。

例えば、新斎場建設のための起債はＨ25年の1900万から始まって、26年度は1億3350万と大幅に増えこれからも起債が続くであろうし、消防はデジタル無線事業や救助工作者整備事業などがあるわけですから、Ｈ24年度の8100万からＨ25年度は1億8千万、26年度は2億6千8百万の起債と、これまで組合はほとんど起債がなかった（Ｈ23年度はゼロ）のであるが、Ｈ24年から起債が増え現在の起債残高はすべて合わせて6億8千2百万であり、組合歳入の7分の1までに膨らんでいる。

消防などは必要な事業であるから、それはいいのだが、問題はどうやって返すかを公表しているか否か。これらの起債に対して、借入先、利率、残高などをどの部分で議会・市民に対し知らせているか。

この付表を見ると、事業毎、借入先ごとの単年度の借入額と利子、現在どれだけ残っているかの記述はある。

だが、これは据え置きがあるのでこれから出てくると思うが、どれだけ返したのかを見ると26年度はわずかな利子の返済だけで元金の返済はゼロとなっていて、これからどういった形で返済をしていくのかが全く示されていない。

藤枝市は、各事業（各起債）毎に借入先のみならず、償還期間から据え置き期間まで年度ごとすべてで公開している。この部分をあきらかにすべきではないか。

志広組の起債数自体はまだ少ないから公開に何ら支障はないはずだ。

夕張の財政破たんがなぜ見抜けなかったというと、単体の自治体でのやりくりではなく一部事務組合の会計の中に莫大な借金を作っていたという痛苦の教訓がある。だからこそ総務省も新会計基準を作り、自治体の財政状況指数にも一部事務組合の状況も加味するように変更したのだ。

（答）

　起債残高についても、財政運営上重要な資料となるので、示し方について、二市を参考にして、かつ、具体的なものになるよう検討していきたいと考えている。